

大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員給与規程

制 定 令和 3. 5. 31 規程 164

最近改正 令和 8. 4. 1 規程 109

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員就業規則（以下「職務限定職員就業規則」という。）第 45 条及び大阪公立大学医学部附属病院有期職務限定職員就業規則（以下「有期職務限定職員就業規則」という。）第 11 条の規定により準用される職務限定職員就業規則第 45 条の規定に基づき、職務限定職員（大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則第 3 条第 3 項第 1 号に規定する職務限定職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療職員 職務限定職員就業規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する者
- (2) 医療技術 医療職員のうち、栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士の免許を要する業務に従事する者
- (3) 造血幹細胞移植コーディネーター 職務限定職員就業規則第 2 条第 2 項第 2 号に規定する者
- (4) 臨床研究コーディネーター 職務限定職員就業規則第 2 条第 2 項第 3 号に規定する者
- (5) 治験コーディネーター 職務限定職員就業規則第 2 条第 2 項第 4 号に規定する者
- (6) データマネージャー 職務限定職員就業規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する者
- (7) モニター 職務限定職員就業規則第 2 条第 2 項第 6 号に規定する者
- (8) 医療ソーシャルワーカー 職務限定職員就業規則第 2 条第 2 項第 7 号に規定する者
- (9) ナースアシスタント A 職務限定職員就業規則第 2 条第 2 項第 8 号に規定する者（以下「ナースアシスタント」という。）のうち、ナースアシスタントリーダーの業務に従事する者
- (10) ナースアシスタント B ナースアシスタントのうち、前号に掲げる者以外の者
- (11) 患者支援事務 職務限定職員就業規則第 2 条第 2 項第 9 号に規定する者
- (12) コメディカルアシスタント 職務限定職員就業規則第 2 条第 2 項第 10 号に規定する者

(給与の種類)

第3条 職務限定職員の給与は、給料、看護師等業務調整手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、放射線取扱手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び共同研究等貢献手当とする。

第2章 給料の支給基準

(給料)

第4条 職務限定職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

- 2 職務限定職員の給料は、別表第1に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、医療職員、医療ソーシャルワーカー及びナースアシスタントの給料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 薬剤師等給料表（別表第2）
 - (2) 医療技術等給料表（別表第3）
 - (3) 保育士給料表（別表第4）
 - (4) ナースアシスタント給料表（別表第5）
 - (5) 患者支援事務等給料表（別表第6）
- 4 新たに採用された職務限定職員のうち、医療職員、医療ソーシャルワーカー、ナースアシスタント、患者支援事務及びコメディカルアシスタントの給料の号給は、1号給とする。

(給料支給の始期及び終期)

第5条 職務限定職員の給料支給の始期及び終期については、大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第10条の規定を準用する。

(給料の日割計算)

第6条 給料の日割計算については、職員給与規程第11条の規定を準用する。

第3章 昇格及び昇給

(昇格)

第7条 職務限定職員は、昇格しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、職務限定職員のうちナースアシスタントは、昇格することがある。

(昇格の場合の号給)

第7条の2 前条第2項の規定により、職務限定職員を昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、昇格後の級の1号給とする。

(降格の場合の号給)

第7条の3 職務限定職員を降格させた場合におけるその者の号給は、当該降格の前の期間における当該降格後の職務の級を受けていた期間の末日に受けていた号給を基礎として同日から当該降格の前日まで当該降格後の職務の級を受けていたものとみなし、当該降格までの期間における勤務成績を考慮して、順次昇給させた場合に得られる号給とする。

る。

(降格した職務限定職員を最初に昇格させる場合)

第7条の4 降格した職務限定職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、第7条の2の規定にかかわらず、その者が当該昇格の日の前日の職務の級に降格する日の前日に受けていた職務の級及び号給とする。

(昇給)

第8条 職務限定職員のうち、医療職員、医療ソーシャルワーカー、ナースアシスタント、患者支援事務及びコメディカルアシスタント（以下「昇給対象者」という。）の昇給は、次条から第16条までの定めによるものとし、昇給対象者以外の職務限定職員は、昇給しない。

(昇給の時期)

第9条 昇給対象者の昇給の時期は、1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(勤務成績の区分による昇給の号給数)

第10条 昇給対象者の昇給の号給数は、昇給させる年度の前年度の初日から末日までの期間における勤務成績の評価に応じ、それぞれ次の各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が優秀である者 4号給
- (2) 勤務成績が良好である者 2号給
- (3) 勤務成績がやや良好でない者 1号給
- (4) 勤務成績が良好でない者 0号給

2 昇給対象者の総数に占める前項第1号の規定の適用を受ける昇給対象者の数の割合は、100分の30を超えてはならない。

(勤怠による昇給の号給数の調整)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇給対象者の昇給の号給数は、同条の規定により算定された昇給の号給数に相当する数から当該各号に定める号給数を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0）とする。

- (1) 休職等の事由により、昇給日の13月前の日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間（当該期間の中途において新たに昇給対象者となった者にあつては、新たに昇給対象者となった日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間。以下「勤怠調査期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない昇給対象者 1号給
- (2) 休職等の事由によって、勤怠調査期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない昇給対象者 2号給
- (3) 勤怠調査期間において、欠勤が1日以上ある昇給対象者 1号給
- (4) 勤怠調査期間において、欠勤が3日以上ある昇給対象者 2号給

2 前項第1号及び第2号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職務限定職員就業規則第11条第1項の規定による休職（同項第4号の規定による

休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害によると認められるものを除く。）

- (2) 職務限定職員就業規則第 35 条の規定による業務傷病休業及び通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）
- (3) 職務限定職員就業規則第 41 条第 3 号の規定による停職（以下「停職」という。）
- (4) 職務限定職員就業規則第 50 条の規定による就業の禁止により与えられた病気休暇
- (5) 職務限定職員就業規則第 37 条の規定により準用される大阪公立大学医学部附属病院職員の自己啓発等休業に関する規程の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）
- (6) 大阪公立大学医学部附属病院務限定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「職務限定職員勤務時間等規程」という。）第 18 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 30 条の規定による病気休暇（1 日単位のものに限り、第 4 号に該当するものを除く。）
- (7) 欠勤（1 日単位のものに限る。）
- (8) 職務限定職員勤務時間等規程第 19 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 32 条第 2 項第 1 号の規定により理事長の承認を得て勤務しない日（1 日単位のものに限る。）

（懲戒処分等による昇給の号給数の調整）

第 12 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇給対象者の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数から当該各号に定める数を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあつては、0 とする。）とする。

- (1) 昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに昇給対象者となった者にあつては、新たに昇給対象者となった日から昇給日の前日までの期間。以下「懲戒処分等調査期間」という。）において、職務限定職員就業規則第 41 条第 1 号に掲げる戒告の処分を受けた職務限定職員 2 号給
- (2) 懲戒処分等調査期間において、職務限定職員就業規則第 41 条第 2 号に掲げる減給の処分を受けた昇給対象者 3 号給
- (3) 懲戒処分等調査期間において、職務限定職員就業規則第 41 条第 3 号に掲げる停職の処分を受けた昇給対象者 4 号給
- (4) 懲戒処分等調査期間において、職務限定職員就業規則第 43 条に規定する文書による訓告を受けた昇給対象者 1 号給

2 前年の昇給において本条の規定の適用を受けた者のうち、前回勤怠調整後昇給号数（前年の昇給において前 2 条の規定により算定された昇給の号給数をいう。）から前回懲戒処分等減号数（前年の昇給において本条の規定により減じられることとなる号給数をいう。）を減じた数が 0 を下回っていた者の当年の昇給の号給数は、当年の昇給において前 2 条及び前項の規定により算定される昇給の号給数から当該下回っていた数を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあつては、0 とする。）とする。

(年齢による昇給の号給数の抑制)

第 13 条 前 3 条の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に 56 歳以上となる昇給対象者の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数を 2 で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とする。）とする。

(勤務期間に応じた昇給の号給数)

第 14 条 前 4 条の規定にかかわらず、前年の昇給日後に新たに昇給対象者となった者の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数に、新たに昇給対象者となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とする。

(昇給しない昇給対象者)

第 15 条 前 5 条の規定による号給数が 0 となる昇給対象者は昇給しない。

(最高号給を超える場合の号給)

第 16 条 第 10 条から第 14 条までの規定にかかわらず、これらの規定により算定された号給が、昇給日に最高の号給を超える場合は、最高の号給をもって昇給後の号給とする。

第 4 章 諸手当の支給基準

(看護師等業務調整手当)

第 16 条の 2 職務限定職員の看護師等業務調整手当は、職務限定職員就業規則第 2 条第 2 項 1 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる者のうち、大阪公立大学医学部附属病院（先端予防医療部を除く。）に勤務する者に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1 月につき、8,500 円とする。

3 第 1 項に規定する手当の支給については、職員給与規程第 12 条に定める職務負担手当の例による。

(時間外勤務手当)

第 17 条 職務限定職員の時間外勤務手当の支給については、職員給与規程第 27 条の規定を準用する。

(夜間勤務手当)

第 18 条 職務限定職員の夜間勤務手当の支給については、職員給与規程第 28 条の規定を準用する。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 19 条 職務限定職員の時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額の計算については、職員給与規程第 29 条の規定を準用する。

(時間外勤務手当等の計算)

第 20 条 職務限定職員の時間外勤務手当等の計算については、職員給与規程第 30 条の規定を準用する。

(放射線取扱手当)

第 21 条 職務限定職員の放射線取扱手当の支給については、大阪公立大学医学部附属病院職員特殊勤務手当規程第 3 条の規定を準用する。

(通勤手当)

第 22 条 職務限定職員の通勤手当の支給については、職員給与規程第 22 条の規定を準用する。

(共同研究等貢献手当)

第 22 条の 2 共同研究等貢献手当については、職員給与規程第 32 条の 2 の規定を準用する。

第 5 章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第 23 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職務限定職員には、大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職務限定職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

第 6 章 休職者等の給与

(休職者等の給与)

第 24 条 職務限定職員の休職者等の給与の支給については、職員給与規程第 5 章の規定を準用する。

第 7 章 給与の減額

(給与の減額)

第 25 条 職務限定職員の給与の減額については、職員給与規程第 41 条から第 43 条までの規定を準用する。

第 8 章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(給与の支払方法等)

第 26 条 職務限定職員の給与の支払方法等については、職員給与規程第 7 章の規定を準用する。

第 9 章 再雇用職務限定職員の給与

(再雇用職務限定職員の給与)

第 27 条 次条に定義する再雇用職務限定職員の給与について、本章に定めのある事項はそ

の定めによるものとする。

- 2 再雇用職務限定職員の給与は、給料、看護師等業務調整手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、放射線取扱手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び共同研究等貢献手当とする。

(定義)

第 28 条 再雇用職務限定職員とは、大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員の再雇用に関する規程（以下「職務限定職員再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用職務限定職員 職務限定職員再雇用規程第 2 条第 2 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 38 時間 45 分である者をいう。
- (2) パートタイム再雇用職務限定職員 職務限定職員再雇用規程第 2 条第 3 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 37 時間 30 分を超えない者をいう。

(給料)

第 29 条 再雇用職務限定職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その職務と責任に応じて、給料を支給する。

- 2 新たに再雇用職務限定職員となった者の給料月額を、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用職務限定職員 その者が占める職務に適用される給料表の 1 号給の金額
- (2) パートタイム再雇用職務限定職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

(昇給)

第 30 条 再雇用職務限定職員は、昇給しない。

(通勤手当及び時間外勤務手当)

第 31 条 再雇用職務限定職員の時間外勤務手当及び通勤手当の支給については、職員給与規程第 57 条及び第 58 条の規定を準用する。

(看護師等業務調整手当)

第 31 条の 2 パートタイム再雇用職務限定職員の看護師等業務調整手当の支給額は、職員給与規程第 54 条の 2 の規定を準用する。

第 10 章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止等)

第 32 条 職務限定職員の給与を受ける権利の処分禁止等については、職員給与規程第 9 章の規定を準用する。

(この規程により難い場合の措置)

第 33 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(用語の定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧職員給与規程 (旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程をいう。
- (2) 特定職員 この規程の施行の日の前日に大阪市立大学医学部附属病院特定職員就業規則の適用を受けていた者をいう。
- (3) 特定有期雇用職員 大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (4) 短時間勤務職員 大阪市立大学医学部附属病院短時間勤務職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (5) 病院承継職員 大阪市立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「職員期末勤勉手当規程」という。)附則第 2 項第 8 号に規定する病院承継職員をいう。
- (6) 病院区分職員 職員期末勤勉手当規程附則第 2 項第 9 号に規定する病院区分職員をいう。
- (7) 再雇用職務限定職員 職務限定職員再雇用規程第 2 条第 1 項に規定する再雇用職務限定職員のうち、病院区分職務限定職員から再雇用職務限定職員となった者若しくは(旧)大阪市立大学医学部附属病院特定職員の再雇用に関する規程第 2 条第 1 項に定める再雇用特定職員から再雇用職務限定職員となった者をいう。
- (8) 再雇用職員 大阪市立大学医学部附属病院職員の再雇用に関する規程(以下「再雇用規程」という。)第 2 条第 1 項に定める再雇用職員をいう。
- (9) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 2 項に定めるフルタイム再雇用職員をいう。
- (10) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 3 項に定めるパートタイム再雇用職員をいう。

(この規程の規定の一部の適用時期)

3 次の表に定めるとおり、この規程の規定(この規程の規定により準用される規定を含む。以下同じ。)の一部は、取扱いの終了時期欄までの期間、適用開始を猶予し、その間、適用開始までの取扱い欄のとおり取り扱う。

- (1) 職務限定職員

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第5条の規定により準用される職員給与規程第10条	旧職員給与規程第10条を準用する。	令和4年3月31日
第6条の規定により準用される職員給与規程第11条	旧職員給与規程第11条を準用する。	令和4年3月31日
第17条の規定により準用される職員給与規程第27条	旧職員給与規程第26条を準用する。	令和4年3月31日
第18条の規定により準用される職員給与規程第28条	旧職員給与規程第27条を準用する。	令和4年3月31日
第19条の規定により準用される職員給与規程第29条	旧職員給与規程第28条を準用する。	令和4年3月31日
第20条の規定により準用される職員給与規程第30条	旧職員給与規程第29条を準用する。	令和4年3月31日
第21条の規定により準用される職員給与規程第22条	旧職員給与規程第21条を準用する。	令和4年3月31日
第22条	病院承継職員の例により期末手当を支給する。ただし、令和3年6月1日を基準日とする期末手当にかかる在職期間は、特定職員の在職期間（令和3年4月1日以降の期間に限る。）を通算する。	令和4年3月31日
第23条の規定により準用される職員給与規程第5章	旧職員給与規程第5章を準用する。	令和4年3月31日
第24条の規定により準用される職員給与規程第41条から第43条まで	旧職員給与規程第41条から第43条までを準用する。	令和4年3月31日
第25条の規定により準用される職員給与規程第7章	旧職員給与規程第7章を準用する。	令和4年3月31日

(2) フルタイム再雇用職務限定職員（職務限定職員再雇用規程第2条第2項に定めるフルタイム再雇用職務限定職員）

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第5条の規定により準用される職員給与規程第10条	旧職員給与規程第10条を準用する。	令和4年3月31日
第6条の規定により準用される職員給与規程第11条	旧職員給与規程第11条を準用する。	令和4年3月31日
第18条の規定により準用される職員給与規程第28条	旧職員給与規程第27条を準用する。	令和4年3月31日
第19条の規定により準用される職員給与規程第29条	旧職員給与規程第28条を準用する。	令和4年3月31日
第20条の規定により準用される職員給与規程第30条	旧職員給与規程第29条を準用する。	令和4年3月31日
第21条の規定により準用される大阪市立大学医学部附属病院職員特殊勤務手当規程第3条	（旧）大阪市立大学医学部附属病院職員特殊勤務手当規程第3条を準用する。	令和4年3月31日
第23条	病院区分職員であるフルタイム再雇用の例により期末手当を支給する。ただし、令和3年6月1日を基準日とする期末手当にかかる在職期間は、特定職員の在職期間（令和3年4月1日以降の期間に限る。）を通算する。	令和4年3月31日
第24条の規定により準用される職員給与規程第5章	旧職員給与規程第5章を準用する。	令和4年3月31日
第25条の規定により準用される職員給与規程第41条から第43条まで	旧職員給与規程第41条から第43条までを準用する。	令和4年3月31日

第 26 条の規定により準用される職員給与規程第 7 章	旧職員給与規程第 7 章を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 31 条の規定により準用される職員給与規程第 57 条	旧職員給与規程第 21 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 31 条の規定により準用される職員給与規程第 58 条	旧職員給与規程第 26 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

(3) パートタイム再雇用職務限定職員（職務限定職員再雇用規程第 2 条第 3 項に定めるパートタイム再雇用職務限定職員）

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 5 条の規定により準用される職員給与規程第 10 条	旧職員給与規程第 10 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 6 条の規定により準用される職員給与規程第 11 条	旧職員給与規程第 11 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 18 条の規定により準用される職員給与規程第 28 条	旧職員給与規程第 27 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 19 条の規定により準用される職員給与規程第 29 条	旧職員給与規程第 28 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 20 条の規定により準用される職員給与規程第 30 条	旧職員給与規程第 29 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 21 条の規定により準用される大阪市立大学医学部附属病院職員特殊勤務手当規程第 3 条	(旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員特殊勤務手当規程第 3 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 23 条	病院区分職員であるパートタイム再雇用職員の例により期末手当を支給する。ただし、令和 3 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当にかかる在職期間は、特定職	令和 4 年 3 月 31 日

	員の在職期間（令和3年4月1日以降の期間に限る。）を通算する。	
第24条の規定により準用される職員給与規程第5章	旧職員給与規程第5章を準用する。	令和4年3月31日
第25条の規定により準用される職員給与規程第41条	大阪市立大学短時間勤務教職員給与規程第15条を準用する。	令和4年3月31日
第25条の規定により準用される職員給与規程第42条及び第43条	旧職員給与規程第42条及び第43条を準用する。	令和4年3月31日
第26条の規定により準用される職員給与規程第7章	旧職員給与規程第7章を準用する。	令和4年3月31日
第31条の規定により準用される職員給与規程第58条	「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」に読み替え、職員給与規程第58条を適用する。	令和4年3月31日

（特定職員から引き続いて職務限定職員となった昇給対象者の給料）

- 4 第4条第4項の規定にかかわらず、特定職員から引き続いて病院区分職務限定職員となった昇給対象者（以下「特定病院区分職昇給対象者」という。）の給料の号給は、職務限定職員となる直前に特定職員として受けていた給料の号給と同じ号給とする。

（令和4年1月1日の昇給にかかる取扱い）

- 5 特定病院区分職昇給対象者の令和4年1月1日の昇給にかかる第11条第1項第1号に定める勤怠調査期間、第12条第1項第1号に定める懲戒処分等調査期間及び第14条に定める新たに職務限定職員となった日から昇給日の前日までの期間については、これらの規定にかかわらず、職務限定職員の前に引き続く特定職員の期間を職務限定職員の期間に通算する。
- 6 病院区分職務限定職員の令和4年1月1日の昇給にかかる休職等の事由は、第11条第2項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

期間	休職等の事由
令和3年5月31日までの期間	特定職員給与規程第10条第2項各号に掲げる事由
令和3年6月1日以降の期間	（旧）大阪市立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程第23条第2項各号に掲げる事由

- 7 特定病院区分職務限定職員の令和4年1月1日の昇給における第10条第1項の規定の適用については、同項中「昇給させる年度の前年度の初日から末日までの期間における勤務成績の評価」とあるのは、「昇給させる年度の前年度の初日から末日までの期間における特定職員としての勤務成績の評価」とする。
- 8 特定病院区分職務限定職員の令和4年1月1日の昇給にかかる第12条第2項の規定の適用については、令和3年1月1日の昇給をこの規程の規定による昇給とみなす。
- 9 特定病院区分職務限定職員の令和4年1月1日における昇給にかかる第11条第1項第3号及び第4号の適用については、特定職員給与規程第10条第3項及び第4項の規定を準用する。

(令和5年1月1日の昇給の勤怠調査期間にかかる休職等の事由)

- 10 令和5年1月1日の昇給の勤怠調査期間のうち、令和4年3月31日までの間の次の表の休職等の事由欄により勤務しなかった日は、対応する事由欄に掲げる休職等の事由により勤務しなかった日とみなす。

休職等の事由	対応する事由
職務限定職員就業規則附則第6項第2号の規定により準用される旧病院就業規則第19条第1項の規定による休職（同項第4号の規定による休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害によるものを除く。）	第11条第2項第1号に掲げる事由
職務限定職員就業規則附則第6項第2号の規定により準用される旧病院就業規則第59条第1項の規定による就業の禁止（以下「就業の禁止」という。）により与えられた病気休暇	第11条第2項第4号に掲げる事由
職務限定職員就業規則附則第6項第2号の規定により準用される旧病院自己啓発等休業規程の規定による自己啓発等休業	第11条第2項第5号に掲げる事由
職務限定職員勤務時間等規程附則第3項第2号の規定により準用される旧病院勤務時間等規程第33条の規定による病気休暇（就業の禁止及び勤務停止により与えられた病気休暇を除く。）	第11条第2項第6号に掲げる事由
職務限定職員勤務時間等規程附則第3項第2号の規定により準用される旧病院勤務時間等規程第19条第2項第1号の規定により理事長の承認を得て勤務しない日（1日単位のものに限る。）	第11条第2項第8号に掲げる事由

(60歳を超える職務限定職員の給料に関する特例)

- 11 当分の間、職務限定職員の給料月額を、当該職務限定職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職務限定職員の受ける給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 12 前項の規定にかかわらず、前項の規定による特定日以後の給料月額が当該職務限定職員の属する職務の級の1号給の給料月額に達しないこととなる職務限定職員の特定日以後の給料月額は、当該職務限定職員の属する職務の級の1号給の給料月額とする。
- 13 前2項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる職務限定職員の特定日以後の給料月額は、特定日の前日に当該職務限定職員が受けていた給料月額とする。
- 14 前3項の規定は、有期職務限定職員には適用しない。

附 則（令和4.3.31 規程 503）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.5.31 規程 551）

この規程は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4.11.1 規程 645）

この規程は、令和4年11月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5.3.31 規程 96）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5.4.30 規程 172）

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和6.3.22 規程 54）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7.10.1 規程 283）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8.4.1 規程 109）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

職務限定職員給料表

職種		月額
造血幹細胞移植コーディネーター		352,000
臨床研究コーディネーター	コーディネーターA	419,000
	コーディネーターB	352,000
	コーディネーターC	310,000
	コーディネーターD	267,000

	コーディネーターE	210,000
治験コーディネーター	コーディネーターA1	419,000
	コーディネーターA2	396,000
	コーディネーターB	352,000
	コーディネーターC	310,000
	コーディネーターD	267,000
	コーディネーターE	210,000
	データマネージャー	データマネージャーA
データマネージャーB		352,000
データマネージャーC		310,000
データマネージャーD		267,000
データマネージャーE		210,000
モニター	モニターA	419,000
	モニターB	352,000
	モニターC	310,000
	モニターD	267,000
	モニターE	210,000

備考

- 1 臨床研究コーディネーターのA、B、C、D、Eの格付けは、その者の資格及び職務経験等に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる資格及び職務経験等
コーディネーターA	<ul style="list-style-type: none"> 自然科学、薬学等の分野において、博士号を有する者 臨床研究業務の管理職等の経験を有する者 その他これらに相当すると認められる者
コーディネーターB	<ul style="list-style-type: none"> 認定CRCの資格を有する者 看護師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士等の免許を有し、臨床研究コーディネーターとしての高度な知識及び相当の経験を有する者 その他これらに相当すると認められる者
コーディネーターC	<ul style="list-style-type: none"> 看護師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士等の免許を有し、かつ臨床研究コーディネーターの経験を有する者 その他これらに相当すると認められる者
コーディネーターD	<ul style="list-style-type: none"> 看護師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士等の免許を有する者 その他これらに相当すると認められる者
コーディネーターE	<ul style="list-style-type: none"> A～Dに該当しない者

- 2 治験コーディネーターのA1、A2、B、C、D、Eの格付けは、その者の資格及び職

務経験等に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる資格及び職務経験等
コーディネーターA1	<ul style="list-style-type: none"> ・自然科学、薬学等の分野において、博士号を有する者で、部門を統括する能力を有する者又は管理職等の経験を有する者 ・治験コーディネーターとして特に高度な知識及び相当の経験を有する者で、部門を統括する能力を有する者又は管理職等の経験を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
コーディネーターA2	<ul style="list-style-type: none"> ・自然科学、薬学等の分野において、博士号を有し、治験コーディネーターの教育にかかる経験を有する者 ・治験コーディネーターとして特に高度な知識及び相当の経験を有し、治験コーディネーターの教育にかかる経験を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
コーディネーターB	<ul style="list-style-type: none"> ・認定CRCの資格を有する者 ・看護師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士等の免許を有し、治験コーディネーターとしての高度な知識及び相当の経験を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
コーディネーターC	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士等の免許を有し、かつ治験コーディネーターの経験を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
コーディネーターD	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士等の免許を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
コーディネーターE	<ul style="list-style-type: none"> ・A～Dに該当しない者

3 データマネージャーのA、B、C、D、Eの格付けは、その者の資格及び職務経験等に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる資格及び職務経験等
データマネージャーA	<ul style="list-style-type: none"> ・自然科学、薬学、情報処理学等の分野において、博士号を有する者 ・臨床研究業務の管理職等の経験を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
データマネージャーB	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研究のデータマネージャーとしての高度な知識及び相当の経験を有する者 ・システム開発に関する高度な知識及び相当の経験を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
データマネージャーC	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研究のデータマネージャーの経験またはプログラム開発もしくはデータベース構築の経験を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
データマネージャーD	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研究におけるデータマネジメントに関する知識またはプログラム開発もしくはデータベース構築に関する知識を有する者

	る者 ・その他これらに相当すると認められる者
データマネージャーE	・A～Dに該当しない者

4 モニターのA、B、C、D、Eの格付けは、その者の資格及び職務経験等に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる資格及び職務経験等
モニターA	<ul style="list-style-type: none"> ・自然科学、薬学、情報処理学等の分野において、博士号を有する者 ・臨床研究業務の管理職等の経験を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
モニターB	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研究コーディネーターまたは臨床研究におけるモニターとしての高度な知識及び相当の経験を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
モニターC	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研究コーディネーター、臨床研究におけるデータマネージャーまたは臨床研究におけるモニターの経験を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
モニターD	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研究コーディネーターとしての知識、臨床研究におけるデータマネジメントに関する知識または臨床研究におけるモニタリングに関する知識を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
モニターE	・A～Dに該当しない者

別表第2

薬剤師等給料表

号給	月額
1	267,000
2	267,750
3	268,500
4	269,250
5	270,000
6	270,750
7	271,500
8	272,250
9	273,000
10	273,750
11	274,500
12	275,250

13	276,000
14	276,750
15	277,500
16	278,250
17	279,000
18	279,750
19	280,500
20	281,150
21	281,800
22	282,450
23	283,100
24	283,750
25	284,400
26	285,050
27	285,700
28	286,350
29	287,000
30	287,650
31	288,300
32	288,950
33	289,600
34	290,250
35	290,900
36	291,550
37	292,200
38	292,850
39	293,500

備考：この表は、薬剤師、看護師及び医療相談員（看護師）に適用する。

別表第3

医療技術等給料表

号給	月額
1	251,000
2	251,750
3	252,500
4	253,250
5	254,000

6	254,750
7	255,500
8	256,250
9	257,000
10	257,750
11	258,500
12	259,250
13	260,000
14	260,750
15	261,500
16	262,250
17	263,000
18	263,750
19	264,500
20	265,150
21	265,800
22	266,450
23	267,100
24	267,750
25	268,400
26	269,050
27	269,700
28	270,350
29	271,000
30	271,650
31	272,300
32	272,950
33	273,600
34	274,250
35	274,900
36	275,550
37	276,200
38	276,850
39	277,500

備考：この表は、医療技術、公認心理師、医療相談員（社会福祉士）、医療相談員（精神保健福祉士）及び医療ソーシャルワーカーに適用する。

別表第4

保育士給料表

号給	月額
1	210,000
2	210,750
3	211,500
4	212,250
5	213,000
6	213,750
7	214,500
8	215,250
9	216,000
10	216,750
11	217,500
12	218,250
13	219,000
14	219,750
15	220,500
16	221,250
17	222,000
18	222,750
19	223,500
20	224,150
21	224,800
22	225,450
23	226,100
24	226,750
25	227,400
26	228,050
27	228,700
28	229,350
29	230,000
30	230,650
31	231,300
32	231,950
33	232,600
34	233,250
35	233,900

36	234,550
37	235,200
38	235,850
39	236,500

備考：この表は、保育士に適用する。

別表第5

ナースアシスタント給料表

号給	1級	2級
1	184,800	214,000
2	185,400	214,600
3	186,000	215,200
4	186,600	215,800
5	187,200	216,400
6	187,800	217,000
7	188,400	217,600
8	189,000	218,200
9	189,600	218,800
10	190,200	219,400
11	190,800	220,000
12	191,400	220,600
13	192,000	221,200
14	192,600	221,800
15	193,200	222,400
16	193,800	223,000
17	194,400	223,600
18	195,000	224,200
19	195,600	224,800
20	196,100	225,300
21	196,600	225,800
22	197,100	226,300
23	197,600	226,800
24	198,100	227,300
25	198,600	227,800
26	199,100	228,300
27	199,600	228,800
28	200,100	229,300

29	200,600	229,800
30	201,100	230,300
31	201,600	230,800
32	202,100	231,300
33	202,600	231,800
34	203,100	232,300
35	203,600	232,800
36	204,100	233,300
37	204,600	233,800
38	205,100	234,300
39	205,600	234,800
40	206,100	235,300
41	206,600	235,800

備考

- (1) この表は、ナースアシスタントに適用する。
- (2) ナースアシスタントの職務の分類の基準となるべき、各職務の級における標準的な職務の内容は、下表に定めるとおりとする。

職務の区分	標準的な職務の内容
1級	ナースアシスタントBの職務
2級	ナースアシスタントAの職務

別表第6

患者支援事務等給料表

号給	月額
1	210,000
2	210,700
3	211,400
4	212,100
5	212,800
6	213,500
7	214,200
8	214,900
9	215,600
10	216,300
11	217,000

12	217,700
13	218,400
14	219,100
15	219,800
16	220,500
17	221,200
18	221,900
19	222,600
20	223,200
21	223,800
22	224,400
23	225,000
24	225,600
25	226,200
26	226,800
27	227,400
28	228,000
29	228,600
30	229,200
31	229,800
32	230,400
33	231,000
34	231,600
35	232,200
36	232,800
37	233,400
38	234,000
39	234,600
40	235,200
41	235,800

備考：この表は、患者支援事務及びコメディカルアシスタントに適用する。